

北海道釧路養護学校 学校運営協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく学校運営協議会を中心とした学校運営の共同組織体で、名称は、「釧路養護学校運営協議会」と称する。

(目的)

第2条 「北海道釧路養護学校運営協議会」は、釧路市及び近郊の地域住民及び有職者、幼児児童生徒の保護者等（以下「地域住民等」という。）が学校運営に参画することにより、次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。

(1) 地域社会・学校・保護者の三者が協働して、教育活動に対し、主体的・積極的に支援・協力するとともに、一体となって学校運営や児童生徒の健全育成に取り組むこと。

(2) 地域住民等のニーズを的確に学校運営に反映させ、地域に開かれた、この地域ならではの特色ある学校づくりを推進すること。

(3) 地域社会・学校・保護者が協働して、それぞれの教育力を高めていくこと。

(構成)

第3条 「北海道釧路養護学校運営協議会」は、事務局、部会によって構成する。

(学校運営協議会の承認事項と活動)

第4条 学校運営協議会は、学校の基本的な方針に係る以下の事項(1)についての承認と活動(2)～(5)を実施する。

(1) 学校運営の基本方針に関すること（教育課程の編成・組織編成、予算執行）

(2) 各部会に関すること

(3) 学校運営状況に関する事項についての評価

(4) 学校評価について

(5) その他校長（以下「校長」という。）が必要と認めること。

(意見の申出)

第5条 協議会は、学校運営に関することについて、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。この場合において、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聞くものとする。

(委員)

第6条 学校運営協議会の委員は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、校長のほか、次に掲げる者のうちから校長が推薦し、教育委員会が任命する。

- ・地域住民（町内会役員）
- ・保護者
- ・有識者
- ・社会福祉関係
- ・校長、教頭、事務長、
- ・必要に応じて主幹教諭及び教職員等
- ・その他教育委員会及び校長が適当と認める者

3 設置学校の校長は、次の各号に掲げる選任基準を満たす者を委員の候補者としなければならない。

- (1) 協議会の目的に照らし適任であること。
- (2) 協議会を設置する学校の所在する地域住民、在籍する幼児児童生徒の保護者掲げる者を委員に含まなければならないこと。
- (3) 委員構成のバランスに配慮すること。

4 校長は、必要に応じ、委員候補者の一部について公募によることができる。

(身分等)

第7条 委員は、校長及び教職員を除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期途中に退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び設置学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、教育長が別に定める。

(委員の解任)

第 10 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則第 6 条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障によりその職務を遂行することができないとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 設置学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第 11 条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、教育委員会規則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する者である委員は、会長又は副会長となることができない。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集等)

第 12 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 協議会の会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。
- 4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

(意見の申出)

第 13 条 協議会は、設置学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は設置学校の校長に対し意見を述べることができる。

- 2 協議会は、職員の採用その他の当該設置学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対し意見を述べるができる。
- 3 協議会は、前 2 項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、設置学校の校長の意見を聴くものとする。

(運営に関する評価及び情報提供)

第 14 条 協議会は、設置学校の運営状況について、毎年度 1 回以上の評価を行うものとする。

- 2 協議会は、保護者及び地域住民等に対し積極的に活動状況を公開し、設置学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報の提供に努めるものとする。

(事務局)

第 15 条 事務局は、校長、教頭、事務長、会長で構成する。

(学校支援部会)

第 16 条 学校支援部会は、本校の特色ある教育活動を推進するために、地域の人材や資源を活用した授業づくりのための具体的な方策等を考える。また、幼児児童生徒の生命や心身等に危害をもたらすような危険が防止され、万が一、自然災害や事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処することができるよう地域住民、行政、地域と連携した災害時の対応のための具体的な方策等を考える。

(学校評価部会)

第 17 条 学校評価部会は、学校の経営計画や教育計画に基づいて実践される教育活動がどの程度機能しているのかを、評価結果をもとに明らかにし、学校改善を進め、児童生徒をよりよく育成するための具体的な方策等を考える。

(その他)

第 18 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は校長が定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。